

拠点病院新整備指針－臨床試験関連事項抜粋

平成 26 年 7 月 8 日
第 3 回臨床研究部会

整備指針文書の位置付け

都道府県知事宛の厚生労働省健康局長通知(健発 0110 第 7 号:平成 26 年 1 月 10 日)

「がん診療連携拠点病院等の整備について」の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」

- ・ 指定要件の見直し等について検討してきた「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」及び「緩和ケア推進検討会」からの提言を踏まえて定めた。

親会（都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会）の位置付け

I がん診療連携拠点病院等の指定について

3 国立がん研究センターは、…～略～

- (3) 定期的に都道府県拠点病院と国立がん研究センター中央病院及び東病院が参加する都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（以下「**国協議会**」とする。）を開催し、以下に関する**情報収集、共有、評価、広報**を行う。

……これまで国がんが自発的に行ってきた非公式な連絡協議会から国指定の公式な協議会に
～略～

④**全国の臨床試験の実施状況**

……具体的な記載はなし

臨床研究に関する指定要件

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

5 臨床研究及び調査研究

(1) 政策的公衆衛生的に必要性の高い**調査研究への協力体制を整備**すること。

(2) 臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。

- ① 進行中の臨床研究（**治験を除く**。以下同じ。）の概要及び過去の臨床研究の**成果を広報**すること。
- ② 参加中の**治験**について、その対象である**がんの種類及び薬剤名等を広報**することが望ましい。
- ③ **臨床研究コーディネーター(CRC)**を配置することが望ましい。
- ④ 臨床研究・治験に対する**普及啓発**を進め、患者に対して臨床研究・治験に関する**適切な情報提供に努める**こと。

※ 都道府県拠点および新たに設けられた「**地域がん診療病院**」の指定要件には、臨床研究に関する記載なし